

第3章 都道府県公害審査会等における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成19年度末までに都道府県公害審査会等（以下、本章において「審査会等」という。）に係属した公害紛争事件は、1,169件である。これらのうち、終結しているのは、1,122件である（表2-3-1）。

平成19年度に審査会等が受け付けた事件は42件であり、これらに前年度から繰り越された44件を加えた計86件が19年度に係属した。このうち、39件が19年度中に終結し、残り47件は20年度に繰り越された（19年度に係属した86件の概要については付録2（183ページ）参照）。

第1節 公害紛争の申請状況

1 申請の件数

(1) 手続別件数

公害に係る紛争を解決するため、審査会等が行う手続には、あっせん、調停及び仲裁（審査会等においては、裁定は行えない。）並びに調停等で定められた義務の履行に関する勧告を行う義務履行勧告があるが、これまで審査会等が受け付けた事件の9割以上が調停事件となっている。また、平成19年度に受け付けた42件は、すべて調停事件である（表2-3-1）。

(2) 都道府県別受付件数

平成19年度に受け付けた42件について都道府県別に見ると、大阪府が8件、愛知県が7件、埼玉県及び東京都が各4件、千葉県、京都府及び熊本県が各2件、北海道、秋田県、山形県、栃木県、新潟県、静岡県、三重県、奈良県、岡山県、広島県、徳島県、福岡県及び長崎県が各1件であり、20都道府県において事件を受け付けている。

なお、平成19年度末までに審査会等に係属した事件について都道府県別に見ると、東京都の189件が最も多く、次いで大阪府が182件、愛知県が69件、千葉県が59件などとなっており、一般に大都市地域において多くなっている（表2-3-2）。

2 申請の内容

(1) 公害の種類

平成19年度に受け付けた調停事件42件について、環境基本法第2条第3項に定める公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害。以下、「典型7公害」という。）の種類別に見ると、騒音に関するものが28件、悪臭に関するものが10件、土壌汚染に関するものが7件、大気汚染及び振動に関するものが各5件、水質汚濁に関するものが4件、地盤沈下に関するものが3件となっている（重複集計）。

平成19年度末までに審査会等に係属した事件について、申請人から主張されている典型7公害の種類の数を見ると、この10年間は、1件当たり1.5から2.4種類で推移している（表2-3-3）。

また、近年、日照障害、眺望障害、土砂崩壊、交通環境悪化等典型 7 公害以外の生活環境を悪化させる要因を併せて主張するものが増加しており、それらを含めた紛争の一体的、総合的な解決を求める事件が目立ってきている。

(2) 被害の態様

平成19年度に受け付けた調停事件42件について、申請人が個人であるか法人であるかを見ると、個人が33件、法人が9件となっている。また、個人が申請人となっているものについて、その人数別に見ると、10人未満のものが26件、10人以上100人未満のものが5件、100人以上のものが2件となっている（表2-3-4）。

次に、申請の内容を被害の種類別に見ると、感覚的・心理的被害を訴えるものが29件、健康被害を訴えるものが24件、財産被害を訴えるものが11件、植物被害を訴えるものが2件となっている（重複集計）（表2-3-5）。

なお、審査会等に係属した事件は、既に発生した被害に対する措置・救済等を求めるものと、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めるもの（おそれ公害事件）とに分けられるが、平成19年度に受け付けた調停事件42件のうち、8件がおそれ公害事件となっている（表2-3-6）。

(3) 発生源の態様

平成19年度に受け付けた調停事件42件について、発生源側の当事者を見ると、民間企業のみが当事者となっているものが28件、国、地方公共団体、公団等のみが当事者となっているものが4件、両者が当事者となっているものが6件、その他が4件となっている（表2-3-7）。

次に、平成19年度に受け付けた調停事件42件について、加害行為とされる主な事業活動の種類を見ると、製造・加工関係が16件、交通・運輸関係（道路建設に係るものを含む。）が6件、建築・土木関係及び廃棄物・下水等処理関係が各4件、畜産関係及び製錬・採石関係が各1件、その他が10件となっている。

こうした現状を、制度発足当時の製造・加工関係が全体の約半数を占めていた状況と比較すると、近年では被害の発生源の変化・多様化の傾向が見られる（表2-3-8）。

(4) 請求事項

平成19年度に受け付けた調停事件42件について、申請人の請求事項を見ると、発生源対策を求めるものが26件、金銭支払及び発生源対策を求めるものが11件、金銭支払を求めるものが5件となっている。

このうち、発生源対策を求めるものについて、その内容を見ると、施設・作業方法の改善を求めるものが23件、操業停止・移転を求めるものが5件、操業停止・移転及び施設・作業方法の改善を求めるものが3件、道路等の建設（計画）の差止めを求めるものが1件、その他が5件となっている。

従前から、申請人が発生源対策を求める事件の割合は高く、平成19年度末までに審査会等に係属した事件全体の8割以上を占めている（表2-3-9）。

表 2-3-1 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	受 付 件 数					終 結 件 数					年 度 末 係属件数
	合計	あつ せん	調停	仲裁	義務履 行勧告	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和											
45・46	25	8	17	0	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	0	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	0	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	0	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	0	26	18	6	2	0	32
62	29	0	28	0	1	28	15	10	1	2	33
63	28	1	25	0	2	22	11	7	4	0	39
平成 元	36	0	36	0	0	25	13	6	4	2	50
2	57	0	57	0	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	0	53	24	22	5	2	73
6	32	0	30	0	2	52	16	28	4	4	53
7	39	0	39	0	0	41	16	19	6	0	51
8	43	0	42	0	1	36	9	24	1	2	58
9	51	1	49	0	1	40	14	18	6	2	69
10	39	1	38	0	0	45	22	17	5	1	63
11	26	0	25	0	1	36	10	24	2	0	53
12	31	0	30	0	1	35	13	16	5	1	49
13	31	0	30	0	1	28	9	18	0	1	52
14	30	0	30	0	0	35	15	15	4	1	47
15	33	0	33	0	0	34	15	18	0	1	46
16	41	0	40	0	1	45	18	22	5	0	42
17	36	0	36	0	0	31	11	17	3	0	47
18	32	0	30	0	2	35	13	19	2	1	44
19	42	0	42	0	0	39	11	19	9	0	47
計	1,169	36	1,116	4	13	1,122	486	483	125	28	

(注) 1 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。

2 昭和 45 年 11 月 1 日～49 年 10 月 31 日の間の「和解の仲介」は、「あつせん」に含めた。

3 昭和 56 年度受付件数欄のあつせん 1 件は、職権によるあつせんである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－2 都道府県公害審査会等に係属した事件の都道府県別件数

(単位：件)

都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
北海道	13	東京都	189	滋賀県	30	香川県	10
青森県	4	神奈川県	51	京都府	35	愛媛県	5
岩手県	4	新潟県	9	大阪府	182	高知県	14
宮城県	17	富山県	5	兵庫県	38	福岡県	16
秋田県	9	石川県	11	奈良県	21	佐賀県	4
山形県	4	福井県	6	和歌山県	18	長崎県	10
福島県	5	山梨県	1	鳥取県	7	熊本県	28
茨城県	8	長野県	32	島根県	9	大分県	5
栃木県	10	岐阜県	12	岡山県	11	宮崎県	5
群馬県	26	静岡県	18	広島県	34	鹿児島県	5
埼玉県	55	愛知県	69	山口県	4	沖縄県	8
千葉県	59	三重県	52	徳島県	1	計	1,169

(注) 集計対象期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－3 都道府県公害審査会等に係属した事件の公害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位: 件)

年度	公害の 種類	合 計	公 害 の 種 類							1 件当 たりの 公害の 種類	
			計 （重複 集計）	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		悪臭
昭和45～47		50	81	18	15	3	20	17	1	7	1.6
48		30	49	6	5	1	18	15	2	2	1.6
49		24	52	13	2	0	18	14	2	3	2.2
50		21	32	5	3	2	12	7	2	1	1.5
51		22	35	3	4	0	16	10	0	2	1.6
52		25	48	8	2	2	17	14	1	4	1.9
53		22	48	12	2	1	18	9	1	5	2.2
54		22	50	13	0	0	18	18	0	1	2.3
55		27	43	9	3	0	19	9	1	2	1.6
56		19	27	4	2	0	10	4	3	4	1.4
57		15	24	6	0	0	13	1	0	4	1.6
58		26	48	7	4	3	16	8	0	10	1.8
59		20	31	6	2	0	15	6	1	1	1.6
60		29	60	12	2	0	25	14	1	6	2.1
61		23	46	5	2	0	20	7	0	12	2.0
62		28	53	12	1	1	22	11	3	3	1.9
63		26	43	8	2	0	19	10	2	2	1.7
平成元		36	65	16	12	0	19	11	3	4	1.8
2		57	118	30	25	5	27	18	8	5	2.1
3		43	90	23	18	0	24	11	4	10	2.1
4		51	117	29	21	13	24	19	3	8	2.3
5		44	86	19	13	6	29	8	2	9	2.0
6		30	59	11	5	3	20	14	1	5	2.0
7		39	79	12	13	5	23	16	3	7	2.0
8		42	107	22	14	8	28	17	2	16	2.5
9		50	124	29	14	9	34	25	3	10	2.5
10		39	95	23	17	9	18	13	0	15	2.4
11		25	58	13	10	5	15	6	0	9	2.3
12		30	58	12	3	3	20	8	1	11	1.9
13		30	52	8	2	0	23	10	1	8	1.7
14		30	67	18	3	2	19	15	1	9	2.2
15		33	61	10	6	4	24	9	2	6	1.8
16		40	73	8	5	8	28	15	0	9	1.8
17		36	71	12	8	7	25	12	3	4	2.0
18		30	62	9	6	5	20	15	1	6	2.1
19		42	62	5	4	7	28	5	3	10	1.5
計		1, 156	2, 274	456	250	112	744	421	61	230	2.0

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－4 都道府県公害審査会等に係属した事件の申請人数別受付件数
(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

申請人 年度	合計	個 人							法人
		小 計 (注)	1 人	2～9 人	10～49 人	50～99 人	100～ 999人	1,000 人以上	
昭和45～47	50	44(16)	9	15	9	0	9	2	6
48	30	28(12)	13	10	1	2	2	0	2
49	24	24(1)	4	10	7	1	1	1	0
50	21	21(5)	4	11	2	1	3	0	0
51	22	20(2)	5	9	4	2	0	0	2
52	25	24(5)	8	11	2	0	3	0	1
53	22	20(0)	6	5	5	1	3	0	2
54	22	22(1)	9	5	1	0	4	3	0
55	27	24(1)	8	6	4	0	4	2	3
56	19	19(3)	5	10	3	0	1	0	0
57	15	15(2)	4	7	2	1	1	0	0
58	26	26(0)	6	6	8	2	4	0	0
59	20	19(2)	4	8	4	2	1	0	1
60	29	28(2)	9	7	7	1	2	2	1
61	23	20(1)	1	15	3	1	0	0	3
62	28	28(1)	8	9	5	3	3	0	0
63	26	25(0)	6	11	4	0	3	1	1
平成元	36	35(0)	5	9	9	3	8	1	1
2	57	57(0)	9	14	15	7	11	1	0
3	43	42(0)	6	19	5	2	8	2	1
4	51	50(0)	11	20	6	3	7	3	1
5	44	43(1)	10	17	9	1	5	1	1
6	30	30(0)	7	10	6	1	5	1	0
7	39	36(2)	11	16	4	1	4	0	3
8	42	41(0)	10	16	9	3	3	0	1
9	50	46(3)	9	16	15	2	3	1	4
10	39	38(1)	9	9	5	1	11	3	1
11	25	22(2)	5	9	3	1	3	1	3
12	30	25(3)	11	9	3	1	1	0	5
13	30	28(2)	10	11	4	0	2	1	2
14	30	27(2)	6	8	2	4	3	4	3
15	33	31(2)	12	11	3	1	2	2	2
16	40	36(2)	18	11	5	0	1	1	4
17	36	31(2)	12	9	3	2	5	0	5
18	30	27(0)	14	6	3	1	3	0	3
19	42	33(1)	15	11	5	0	2	0	9
計	1,156	1,085(77)	299	386	185	51	131	33	71

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 () 内の数字は、農民、漁民、商店主等の事業者が、その事業活動について受けたとする被害に関する件数で、内数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－5 都道府県公害審査会等に係属した事件の被害の種類別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(重複集計) (単位: 件)

被害の 種類 年度	件 数	被 害 の 種 類						
		重複 集計	健 康	財 産	動 物	植 物	感覚的・ 心 理 的	不 明
昭和45～47	50	79	14	28	12	9	15	1
48	30	39	3	14	4	2	16	0
49	24	29	19	4	0	3	3	0
50	21	24	11	4	1	5	3	0
51	22	27	3	8	0	2	14	0
52	25	34	12	7	1	3	11	0
53	22	28	9	6	1	0	12	0
54	22	28	9	8	0	0	11	0
55	27	37	9	10	0	0	18	0
56	19	23	4	9	0	0	10	0
57	15	18	1	5	0	1	11	0
58	26	33	1	7	0	0	25	0
59	20	26	2	8	0	0	16	0
60	29	40	8	14	0	0	18	0
61	23	30	3	8	0	0	19	0
62	28	33	1	5	0	0	27	0
63	26	35	4	10	0	0	21	0
平成元	36	40	0	5	0	0	35	0
2	57	65	2	8	0	0	55	0
3	43	47	7	9	0	1	30	0
4	51	64	7	11	0	0	46	0
5	44	47	5	7	0	0	35	0
6	30	37	14	3	0	0	20	0
7	39	55	19	11	1	1	23	0
8	42	60	18	7	2	0	31	2
9	50	74	27	14	0	0	33	0
10	39	71	27	11	4	5	24	0
11	25	40	15	6	1	2	16	0
12	30	47	19	12	0	2	14	0
13	30	56	20	8	0	0	26	2
14	30	67	25	12	1	1	28	0
15	33	61	17	12	1	0	31	0
16	40	68	21	11	1	3	32	0
17	36	61	21	8	3	1	28	0
18	30	48	15	10	0	0	23	0
19	42	66	24	11	0	2	29	0
計	1,156	1,637	416	331	33	43	809	5

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－6 都道府県公害審査会等に係属したおそれ公害事件の受付件数

(調停)

(単位：件)

種別 年度	合 計	おそれ事件	おそれ事件 以外の事件	おそれ事件 の割合(%)
昭和45・46	17	1	16	5.9
47	20	2	18	10.0
48	23	0	23	0.0
49	19	1	18	5.3
50	18	5	13	27.8
51	19	4	15	21.1
52	24	4	20	16.7
53	20	7	13	35.0
54	21	11	10	52.4
55	27	5	22	18.5
56	18	2	16	11.1
57	15	3	12	20.0
58	26	10	16	38.5
59	19	7	12	36.8
60	29	8	21	27.6
61	23	10	13	43.5
62	28	7	21	25.0
63	25	10	15	40.0
平成元	36	7	29	19.4
2	57	36	21	63.2
3	43	28	15	65.1
4	51	20	31	39.2
5	44	14	30	31.8
6	30	12	18	40.0
7	39	18	21	46.2
8	42	15	27	35.7
9	49	12	37	24.5
10	38	14	24	36.8
11	25	5	20	20.0
12	30	6	24	20.0
13	30	5	25	16.7
14	30	10	20	33.3
15	33	8	25	24.2
16	40	13	27	32.5
17	36	14	22	38.9
18	30	5	25	16.7
19	42	8	34	19.0
計	1,116	347	769	31.1

(注) 昭和 45・46 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～47 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－7 都道府県公害審査会等に係属した事件の発生源側の当事者別受付件数

(あっせん、調停、仲裁)

(単位：件)

発生源 年度	合 計	民 間 企 業	国、地方公 共団体、公 団等	民 間 企 業 と 国、地方公共 団体、公団等	そ の 他
昭和45～47	50	36	13	1	0
48	30	27	2	0	1
49	24	19	5	0	0
50	21	16	5	0	0
51	22	15	4	2	1
52	25	18	6	1	0
53	22	14	7	0	1
54	22	14	8	0	0
55	27	16	10	0	1
56	19	12	6	0	1
57	15	11	1	0	3
58	26	12	10	1	3
59	20	12	5	2	1
60	29	20	6	1	2
61	23	17	1	4	1
62	28	17	4	3	4
63	26	13	9	1	3
平成元	36	21	9	5	1
2	57	24	16	14	3
3	43	27	7	5	4
4	51	35	5	9	2
5	44	29	8	3	4
6	30	15	9	0	6
7	39	18	9	5	7
8	42	17	17	4	4
9	50	17	23	4	6
10	39	15	13	8	3
11	25	15	3	3	4
12	30	19	6	2	3
13	30	18	5	2	5
14	30	18	7	3	2
15	33	15	9	5	4
16	40	21	8	5	6
17	36	18	11	3	4
18	30	23	1	4	2
19	42	28	4	6	4
計	1,156	682	272	106	96

(注) 昭和45年度～47年度の期間は、昭和45年11月1日～48年3月31日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－8 都道府県公害審査会等に係属した事件の加害行為とされる主な事業
活動の種類別受付件数 (あっせん、調停、仲裁)
(単位：件)

事業活動 の種類 年度	合 計	製造・ 加 工	建築・ 土 木	廃棄物 ・下水 等処理	交通・ 運 輸	畜 産	製錬・ 採 石	その他
昭和45～47	50	25	11	0	6	2	2	4
48	30	18	5	0	1	1	1	4
49	24	15	5	0	2	0	1	1
50	21	5	9	0	2	1	2	2
51	22	9	7	1	3	0	0	2
52	25	10	9	0	1	0	2	3
53	22	5	8	2	1	0	1	5
54	22	8	4	1	8	0	0	1
55	27	9	5	3	5	0	0	5
56	19	5	8	0	0	1	0	5
57	15	7	3	0	0	0	1	4
58	26	7	6	4	0	4	0	5
59	20	7	3	2	5	0	0	3
60	29	9	7	1	1	1	0	10
61	23	8	1	0	3	0	0	11
62	28	6	2	2	8	1	0	9
63	26	2	5	4	5	0	0	10
平成元	36	7	4	5	5	1	1	13
2	57	5	7	0	13	1	1	30
3	43	6	2	4	7	0	1	23
4	51	10	1	7	7	1	2	23
5	44	10	1	9	2	1	0	21
6	30	7	4	7	2	1	0	9
7	39	6	5	10	2	0	0	16
8	42	7	4	13	5	0	1	12
9	50	6	4	11	12	2	2	13
10	39	4	3	22	5	0	2	3
11	25	5	0	7	4	1	0	8
12	30	11	1	7	4	0	0	7
13	30	12	0	0	7	1	0	10
14	30	12	1	4	6	1	1	5
15	33	9	3	4	7	3	0	7
16	40	14	8	1	6	0	0	11
17	36	6	3	9	7	1	1	9
18	30	14	0	3	9	0	0	4
19	42	16	4	4	6	1	1	10
計	1,156	322	153	147	167	26	23	318

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－9 都道府県公害審査会等に係属した事件の請求事項別受付件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

請求 事項 年度	合 計	金 銭 支 払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の主な請求内容別件数					
						合 計 ①＋②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善	道路等 の建設 (計画) の差止 め	その他
昭和45～47	48	27	12	9	0	21	7	5	7	2	0
48	29	12	6	10	1	16	6	2	8	0	0
49	23	6	7	9	1	16	7	2	6	1	0
50	21	8	4	8	1	12	2	1	7	2	0
51	22	5	6	11	0	17	5	3	6	3	0
52	25	5	7	13	0	20	5	1	11	3	0
53	22	0	9	13	0	22	2	1	12	7	0
54	22	2	4	15	1	19	0	2	8	9	0
55	27	4	6	15	2	21	4	5	7	5	0
56	19	6	2	8	3	10	3	1	4	1	1
57	15	1	4	10	0	14	3	3	7	1	0
58	26	1	4	20	1	24	4	1	10	9	0
59	20	3	5	11	1	16	1	2	8	0	5
60	29	2	6	21	0	27	2	3	14	1	7
61	23	0	6	16	1	22	4	3	5	3	7
62	28	0	7	21	0	28	0	5	6	3	14
63	26	4	7	15	0	22	1	1	4	6	10
平成元	36	0	6	29	1	35	2	0	9	13	11
2	57	1	8	47	1	55	3	2	7	28	15
3	43	2	7	33	1	40	1	5	14	12	8
4	51	4	8	37	2	45	3	4	19	13	6
5	44	2	11	30	1	41	0	10	28	2	1
6	30	1	6	23	0	29	1	7	15	4	2
7	39	1	7	30	1	37	5	4	17	7	4
8	42	1	6	31	4	37	3	7	14	12	1
9	50	3	10	34	3	44	1	9	17	15	2
10	39	4	9	26	0	35	4	1	15	14	1
11	25	0	7	14	4	21	2	1	15	3	0
12	30	1	6	17	6	23	1	2	13	4	3
13	30	0	11	18	1	29	3	3	18	4	1
14	30	0	5	25	0	30	1	2	15	9	3
15	33	2	8	22	1	30	3	1	22	3	1
16	40	0	11	27	2	38	2	3	22	9	2
17	36	3	7	25	1	32	3	2	20	5	2
18	30	2	6	21	1	27	3	0	20	2	2
19	42	5	11	26	0	37	5	3	23	1	5
計	1,152	118	252	740	42	992	102	107	453	216	114

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

第 2 節 公害紛争の処理状況

1 処理状況

(1) 終結区分別件数

平成19年度中に審査会等において終結した39件（調停事件38件、義務履行勧告申出事件1件）について、その終結区分を見ると、調停が成立したものが11件、調停を打ち切ったものが19件、申請を取り下げたものが9件（義務履行勧告申出事件1件を含む）となっている（表2-3-1）。

(2) 合意の内容

平成19年度中に成立した調停事件11件について、どのような内容で合意したかを見ると、発生源対策を行うことで合意したものが9件、金銭支払及び発生源対策を行うことで合意したものが2件である。

また、発生源対策を行うことで合意したものの内訳を見ると、施設・作業方法の改善及び計画の変更が10件、操業停止・移転が1件となっている（表2-3-10）。

(3) 処理に要した期間

平成19年度中に終結した39件について、申請受付から終結までの期間を見ると、3か月以内に終結したものが2件、3か月を超え6か月以内に終結したものが8件、6か月を超え1年以内に終結したものが10件、1年を超え1年6か月以内に終結したものが10件、1年6か月を超え2年以内に終結したものが1件、2年を超えているものが8件となっており、約8割が2年以内に終結している。

なお、制度発足以来の全事件の平均処理期間は、16.0か月となっている（表2-3-11）。

(4) 期日の開催回数

平成19年度中に終結した調停事件38件について、申請受付から終結までの間に開催された期日の回数を見ると、4回以下のものが20件、5回から10回のものが10件、11回以上のものが8件となっており、1事件当たり平均6.6回となっている。

平成19年度中に成立した調停事件11件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが4件、5回から10回のものが7件となっており、1事件当たり平均5.8回となっている。

平成19年度中に打ち切りとなった調停事件19件について、期日の開催回数を見ると、4回以下のものが15件、5回から10回のものが3件、11回以上のものが1件となっており、1事件当たり平均3.8回となっている（表2-3-12）。

2 調停が成立した事件の例

平成19年度中に成立した調停事件11件のうち、発生源側である民間企業に対して、現在の被害の防止等を求めた事件及び地方公共団体を発生源側として、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求めた事件の2件について、ひとつのモデルケースとして以下に紹介することとする。

(1) 埼玉県平成18年（調）第3号事件

（申請の概要）

埼玉県の住民2人から、平成18年12月、埼玉県公害審査会に対して、運送業を営む企業を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。

（請求事項）

被申請人らは、アイドリングを主とする騒音及び振動を軽減するための適切な処置をとること。

（申請の理由）

申請人らは、被申請人らが発生させているアイドリングを主とする騒音及び操業に伴う振動により、睡眠妨害や、精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以来、現地調査及び6回の調停期日の手続を進めた結果、平成19年10月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人らは、埼玉県生活環境保全条例を遵守して、アイドリングストップを実施するとともに、取引運送業者に対しては、取引開始時及び取引開始後に、少なくとも2回、書面で同実施を徹底させ、かつ、被申請人らの従業員に対し、適宜朝礼で同実施を指導し、入庫後または作業中の車両に対しては、その都度継続して指導する。

指導の態様については、作業マニュアル等の作成や口頭による指示などに努めるものとする。

また、アイドリングストップ実施を促す看板を少なくとも3枚を、作業者の見やすい場所・方法で設置する。

- ② 被申請人B株式会社が本件倉庫を使用している間、被申請人らは、本件倉庫の開門時間を早くとも午前7時30分以後とし、同時間以前には、車両を入庫させないものとしたうえ、適宜、開門時間を申請人らが要望する午前8時とするよう努力するものとする。

被申請人らは、取引運送業者に対し、取引開始時及び取引開始後少なくとも年2回、書面で、開門時間を周知徹底させ、開門時間を告知する看板4枚を見やすい場所・方法で設置する。

- ③ 前項の間、被申請人らは、申請人ら宅に与える騒音振動被害を抑制するため、取引運送業者及び従業員に対し、作業場所・車両の入出庫、荷卸作業、車両のドア開閉及びバック音等、種々の場面での作業注意を、朝礼研修時に周知徹底させる。

- ④ 第3項の間、被申請人らは、本件倉庫の申請人ら住宅に近い倉庫シャッターを21時に閉鎖するとともに、シャッター周辺の作業については、第3項遵守とともに、作業終了時間を遅くとも23時とし、なるべく早期に終了させる。

- ⑤ 被申請人らは、各自責任者1人を置き、申請人らとの本件騒音振動にかかる問題の解決について、誠意を持って対応する。

- ⑥ 被申請人B株式会社が本件倉庫の使用をやめ、他の使用者が決まった時は、被

申請人A株式会社は、申請人らと改めて、騒音振動に係る問題について、協議する。

⑦ 被申請人B株式会社が本件倉庫の使用をやめた場合は、同被申請人は、本件調停条項から離脱する。

⑧ 本件手続に要した費用は、各自の負担とする。

(2) 兵庫県平成17年（調）第2号・平成18年（調）第2号事件

（申請の概要）

兵庫県の住民68人から、平成17年9月、兵庫県公害審査会に対して、A市を相手方（被申請人）として、以下の内容の調停申請がなされた。その後、平成18年8月、55人から参加申立てがあった。

（請求事項）

被申請人は、

- ① 被申請人が既に実施した第3次一般廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）設置に係る生活環境影響調査に関して、周辺地区の井戸、粉じん、騒音、悪臭等について追加調査を実施すること。
- ② 本件処分場に焼却灰及び焼却残渣を埋め立てないこと。
- ③ 仮に本件処分場に焼却灰及び焼却残渣の埋立処分を行う場合は、焼却灰及び焼却残渣中の有害物質の項目、基準値及び測定方法について申請人らと協議すること。
- ④ 現在、一般廃棄物の処理を行っているクリーンセンターにアスベストを含有する廃棄物及び含有するおそれのある廃棄物が搬入されないための対策を講ずること。
- ⑤ 本件処分場を遮断型最終処分場又は処分場全体を閉鎖する方式に施設を改良すること。
- ⑥ 本件処分場の敷地境界線から最低20m以上の幅をもつ緑地緩衝帯を付設すること。
- ⑦ 本件処分場の操業により発生する騒音、粉じん、悪臭等の環境汚染を防止するための万全な対策を実施すること。
- ⑧ 本件処分場の建設及び操業に起因して大気汚染、粉じん、悪臭、騒音及び水質汚染が生じないように万全の対策を講ずること。
- ⑨ 本件処分場の建設工事又は操業に起因して申請人らが損害を被った場合は、誠意をもって賠償すること。
- ⑩ 本調停申請事項を遵守するため、申請人らとの間に協議会を設置すること、等。

（申請の理由）

本件処分場の設置、建設工事、操業、跡地利用等に起因して、申請人らが居住し、農業を営んでいる地区等に公害が発生することを未然に防止するため。

（合意の内容）

調停委員会は、申請受付以来、9回の調停期日の手続を進めた結果、平成19年4月、次の内容の合意が成立した。

- ① 被申請人A市は、本件処分場を操業することにより、騒音、粉じん、悪臭、カラス・野犬等により同市内クリーンセンター周辺で、住民が居住し又は農業を営

む地区に悪影響が生じないように、適切な操業を行うよう努力する。

- ② A市は、法令及び地元自治会との間で締結した環境保全協定において測定することが求められている項目について、法令において定められている以上の頻度で、測定を行う。
- ③ A市は、前項の測定結果を、当該測定項目について定められた基準とともに、A市のホームページ上に、年4回の更新頻度で開示する。
- ④ A市は、上記「合意の内容」の②の測定結果が、当該測定項目について定められた基準を超過した場合には、その原因を究明するとともに必要な対策を講じ、その原因と講じた対策について、A市のホームページ上に開示する。
- ⑤ A市は、カスミサンショウウオの生育環境に配慮するよう努力する。
- ⑥ A市は、立入防止フェンス周辺の草刈りを行うとともに、立入防止フェンスが破損等した場合には、速やかに補修するよう努力する。
- ⑦ A市は、緑地緩衝帯に不法投棄された廃棄物を認めた場合には、これを速やかに撤去するよう努力する。
- ⑧ A市は、本件処分場の供用開始後の状況に応じて、クリーンセンター内にカラス捕獲箱を増設するなど、カラス害対策を講ずるよう努力する。
- ⑨ A市は、その責めにより、本件処分場の操業により申請人らに損害を与えた場合には、誠意をもって賠償する。

表 2－3－10 都道府県公害審査会等に係属した事件の合意事項別成立件数

(あっせん、調停)

(単位：件)

合意事項 年度	合 計	金 銭 支 払	金銭支 払及び 発生源 対 策 ①	発生源 対 策 ②	その他 (注)	発生源対策の合意内容別件数			
						合 計 ①+②	操業停 止・移 転	操業停 止・移 転及び 施設・ 作業方 法の改 善	施設・ 作業方 法の改 善及び 計画の 変 更
昭和45～47	18	7	4	7	0	11	2	2	7
48	19	11	3	5	0	8	1	2	5
49	22	9	1	9	3	10	2	2	6
50	9	5	3	1	0	4	1	0	3
51	12	3	3	6	0	9	1	2	6
52	12	4	2	6	0	8	1	1	6
53	11	1	1	8	1	9	3	0	6
54	12	1	3	8	0	11	1	0	10
55	13	2	2	8	1	10	1	0	9
56	4	1	0	3	0	3	1	0	2
57	13	5	0	8	0	8	2	0	6
58	12	0	0	12	0	12	0	1	11
59	14	2	4	8	0	12	4	0	8
60	11	1	0	10	0	10	0	1	9
61	18	0	4	14	0	18	3	7	8
62	15	0	3	12	0	15	2	0	13
63	11	1	0	10	0	10	0	2	8
平成元	13	3	2	8	0	10	1	1	8
2	9	2	0	7	0	7	0	0	7
3	15	0	1	14	0	15	0	2	13
4	7	0	2	5	0	7	1	1	5
5	24	5	7	12	0	19	1	3	15
6	16	0	1	15	0	16	0	2	14
7	16	0	0	14	2	14	2	0	12
8	9	0	1	6	2	7	0	3	4
9	14	1	1	12	0	13	1	2	10
10	22	4	0	7	11	7	0	0	7
11	10	0	0	10	0	10	2	0	8
12	13	1	2	7	3	9	0	2	7
13	9	0	3	5	1	8	1	0	7
14	15	2	3	10	0	13	4	0	9
15	15	0	2	13	0	15	0	0	15
16	18	0	2	16	0	18	0	0	18
17	11	0	3	8	0	11	4	0	7
18	13	2	0	11	0	11	1	0	10
19	11	0	2	9	0	11	1	0	10
計	486	73	65	324	24	389	44	36	309

(注) 1 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

2 「その他」は、「家屋の買取り」、「原状回復」、「公害防止協定締結」等である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－11 都道府県公害審査会等に係属した事件の処理期間別終結件数

(単位：件)

処理期間 年度	合 計	3 か 月 以 内	3 か月超 6 か 月 以 内	6 か月超 1 年以内	1 年 超 1 年 6 か 月 以 内	1 年 6 か 月 超 2 年以内	2 年 を 超 え る	平 均 処理期間
昭和45～47	29	10	8	6	4	1	0	6.7 ^{か月}
48	28	4	5	14	5	0	0	7.5
49	27	2	3	11	9	2	0	8.4
50	22	6	4	8	3	1	0	8.3
51	21	5	5	8	1	2	0	8.3
52	15	2	4	6	2	1	0	8.2
53	21	3	5	6	6	0	1	10.4
54	24	4	4	3	4	4	5	16.3
55	22	2	2	10	2	1	5	14.8
56	21	2	3	6	4	1	5	14.9
57	23	0	8	6	3	2	4	15.1
58	19	3	4	4	2	1	5	18.7
59	24	2	5	7	4	2	4	15.0
60	21	2	5	5	2	2	5	14.1
61	26	2	4	9	5	1	5	16.4
62	28	2	5	12	4	1	4	12.6
63	22	0	3	11	2	2	4	16.2
平成元	25	0	3	11	7	2	2	13.4
2	40	5	3	10	12	4	6	23.1
3	43	1	7	13	14	6	2	12.2
4	36	3	2	11	6	4	10	20.9
5	53	1	7	15	9	7	14	24.9
6	52	3	8	7	11	6	17	21.3
7	41	4	5	5	13	4	10	20.2
8	36	2	2	18	7	1	6	13.7
9	40	4	5	11	11	3	6	15.8
10	45	2	8	12	5	8	10	21.3
11	36	3	1	10	5	7	10	17.5
12	35	2	3	8	10	6	6	19.7
13	28	2	7	11	5	0	3	11.9
14	35	4	3	5	9	3	11	28.7
15	34	2	8	8	11	2	3	13.5
16	45	9	6	10	7	1	12	22.6
17	31	4	6	11	3	1	6	12.3
18	35	7	5	9	9	2	3	11.5
19	39	2	8	10	10	1	8	14.5
計	1,122	111	174	327	226	92	192	16.0

(注) 昭和 45 年度～47 年度の期間は、昭和 45 年 11 月 1 日～48 年 3 月 31 日である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2－3－12 平成 19 年度に都道府県公害審査会等に係属した事件の期日開催
回数別終結件数（調停）

（単位：件）

期日開催 回数 区分		0	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	11～	平均 (回)
終 結	38	1	7	12	3	4	3	8	6.6
成 立	11	0	0	4	2	3	2	0	5.8
打切り	19	1	6	8	1	1	1	1	3.8
取下げ	8	0	1	0	0	0	0	7	14.3

（資料）公害等調整委員会事務局